

平成28年度第6回国立市男女平等推進市民委員会議事要旨

1. 日時：平成29年2月22日（水）19：00～21：00

2. 場所：国立市役所3階 第3・第4会議室

3. 出席者：委員9名 欠席1名

出席：越智委員、池田委員、至田委員、高橋委員、谷川委員、中島委員、宮原委員、ムン委員、吉井委員
事務局4名

4. 議事

- (1) (仮称) 男女平等・男女共同参画推進条例案の検討
- (2) タウンミーティング・パブリックコメントの実施方法について

5. 意見要旨

○事務局：初めに、前回からの変更点について説明をしたい。

条例名称だが、新たに名称案として「国立市男女平等と多様な性を認め合う社会を推進する条例」を提案させていただく。国立市らしさの表現として、国立市は「人間を大切にすまち」を第1次総合基本計画からまちづくりの基本理念として掲げているので、その文言と、ソーシャル・インクルージョンの視点を加え、前文を『人間を大切にすまち』を基本理念に掲げる国立市は、すべての人を孤立や排除から援護し、社会の一員として包み支え合うまちを目指している」という文言に訂正した。また、その直後の文を「少子高齢化とグローバル化の時代に、生き方や価値観の多様化が進む中、誰もが安心して生活できる成熟した社会を築くためには、性別等を含めて互いの多様性を認め合う社会の実現が不可欠である」と訂正した。

用語の定義については、(1)は名称に合わせた訂正をし、「男女平等と多様な性を認め合う社会 すべての人が、性別に関わりなく個人として尊重され、その責任と能力を発揮し、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、共に責任を分かちあう社会をいう。」とした。(5)「性別 男女の性別にとどまらない、性的指向と性自認を含む多様な性のありようをいう。」、(7)「性自認 自分が男性又は女性であるか、その中間であるか、そのどちらでもないか等の自らの性に対する自己認識をいう。」、(8)「複合差別 性的指向及び性自認等を含む性別に起因した困難を抱えていることに加えて、しょうがいがあること、外国人であることなど、複合的に困難な状況に置かれることで起きる差別をいう。」、(9)「ドメスティック・バイオレンス等 配偶者、交際相手やパートナー等の親密な関係にある者、又は親密は関係にあった者からの身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力及び特定の人に対して行うつきまとい行為をいう。」、(10)「その他の生活環境」を削除して「セクシュアルハラスメント 性的な行動等によって、相手や周囲の者に不快感若しくは不利益を与えること、又は相手の就労環境を害することをいう。」にそれぞれ修正している。

基本理念の(7)は、「性別による差別的取扱い並びに複合差別を理由として、特に困難な状況に置かれている人を支援するための取組みが行われる。」の形で追加した。

基本的施策の拠点施設の整備については、平成30年度に女性センター機能を持つ施設の整備が予定されているため、「市は、男女平等と多様な性を認め合う社会の推進を図るための拠点施設を設置するものとする。」と断定的な文言に修正した。説明は以上になるので、ご検討いただきたい。

○委員：基本的理念の冒頭の部分が「市、市民、教育関係者、事業者等」と、前回と順序が変わっている点は、この新しい案になるということか。

○事務局：条例の国立市らしさを考えたとき、文教都市としての教育関係者の責務の重要性を考え、事業者の前に書く順序とした。また、最後に「等」がついた方が言葉のおさまりがよいと考えた。

○委員：自然でわかりやすくいいと思う。

○委員：国立市らしさが入るので賛成だ。これでいいと思う。

○委員：条例名称についてだが、推進計画の策定の際には、女性への差別やDV、さらに女性の社会進出や男女の所得格差の改善などを主としてきたが、今回の条例案では多様な性の記述が多く、マイノリティに特化したものになっている。また、前文の一部に『人間を大切にする』を基本理念に掲げる国立市」とあるが、これはどこにあった言葉なのか。基本理念は、この委員会での各委員からの意見がまとめられて文章化されると思っていた。国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画の基本理念である「自分らしくいきいきと暮らすことのできる社会の実現」が基本理念になるのではないか。

○事務局：「人間を大切にする」は国立市総合基本計画のまちづくりの基本理念を指している。国立市第5次男女平等・男女共同参画推進計画の基本理念が「自分らしくいきいきと暮らすことのできる社会の実現」になる。それぞれの基本理念は異なるものになる。

○委員：既に立派な基本理念があるのに、なぜまた基本理念を作るのか。

○事務局：基本理念はそれぞれの計画にあっても特に差し支えないものだと、行政側は考えている。

○委員：誤解していたようなので了解した。それなら「人間を大切にすまち」を今回の基本理念に持ってきてもよいのではないだろうか。

○事務局：確かに基本理念という言葉だけでは、何についての基本理念か分かり辛いと思う。事務局で再度検討して回答させていただきたい。

○委員：定義の内容だが、(5)の性別を「男女の性別にとどまらない、性的指向と性自認を含む多様な性のありようをいう。」としているがこれでは長すぎて理解ができない。辞書にある「性別」との整合性が気になる。

○委員：「区別」ではなく「差別」のない性のあり方を求めていると思うので、条例で定める性別は男女の性別にとどまらないあり方を言っていると定義するのだと理解する。

○委員：条例は市民が読むものなので「多様な性」は分かり辛い。また、「責務」も、責任と義務を表しているものなので、文末は厳しい文言にするのが本来の書き方だと考える。

○委員：「性別」の定義について、I O Cのホームページの「オリンピック・アジェンダ2020」のオリンピズムの基本理念第6項には、性的指向によって差別されないという文言が追加された。区別と差別を考える必要があると思う。また、定義の(5)性別、(6)性的指向、(7)性自認、(8)複合差別、(11)セクシュアル・ハラスメントなどをうまく前文に取り入れるような表現があれば、ジェンダーという言葉を使わなくても国立らしさを伝えられると思う。

○委員：条例は市民が読むものなので、一般の人がわかるようでないといけない。性別は性別として、ジェンダーと一緒にしないほうがいい。

○委員：市民にとって、分かりやすく読めるものが重要だということは、とてもよく分かる。一方で、男性と女性では分けられない世の中になっていることは周知の事実で、すべてを包括する社会を目指した条例を作る際には、括弧書きの説明は読み辛くなるため「性別」の定義が必要なのだと思う。

○委員：市民が「性別」と読んだ際に、多様な性を含むと理解してくれればいいが、それが通じない人もいる。

○事務局：条例を制定するなかで、辞書の定義とは異なる新しい概念を啓発していく効果もある。基礎自治体と

しての市が条例を制定することにはそのような意味もあると考えている。新しい概念を提案することも、市の責務だと考える。

○委員：辞書と同じなら定義づけする必要はないが、男性と女性についても平等でない現状に鑑みると、「性の多様性」について条例で書くことで浸透を図る目的もあると考える。

○委員：文教都市は国立らしさの1つだと思う。多様な性の概念は今後常識となり、差別や偏見がなくなる時代となるべきであり、今は過渡期のため様々な議論がでてくるのだろう。

○事務局：男女平等と多様な性を並列している自治体は全国的にはまだ少ない。

○委員：条例の名称はまだ議論の必要がある。「多様な性」は市民目線では先を行き過ぎているように感じる。

○事務局：この条例案は一例なので、さらにご議論いただきたい。

○委員：条例の名称はいつまでに決定すればいいのだろう。

○事務局：本日決定する必要はないため、引き続きご議論いただきたい。

○委員：市の決意が条例の名称に表れていることは理解できるが、「多様な性を認め合う」のほうが目立つ。まだ男女も平等でないというメッセージを合わせてぜひ入れたい。

○委員：定義（8）複合差別の中に「外国人であること」の文言があるが、今後、外国人や外国籍を持っている人のほかにも、どちらかの親が外国籍を持っている子どもなどが含まれることを考えると、「外国にルーツをもつ」などの表現がいいのではないだろうか。将来的な条件であることを考慮する必要がある。

○委員：全部含めて考えたとき「外国人」とするよりは、「外国にルーツがある」のほうが適切だと思う。

○委員：名称と関係することだが、前文2段落目の「しかしながら、男女の別に基づく固定的な役割分担の意識やそれに基づく社会慣行、性別を理由として人権侵害や暴力は今なお根強く存在しており、加えて、性的指向や性自認等を理由とする差別が存在すること等、多くの課題が残されている。」の書き方では、後半が強調されてしまうので、女性と男性の平等が不十分であることも入れたいと思う。

○委員：その意見に賛成だ。段落を変えることでタイトルとうまく調和していけると思う。

○事務局：名称と前文を合わせて検討していきたい。

○事務局：条例名称の補足をすると、男女平等と性の多様性はどちらも重要であると考えている。ただし、原案では男性と女性の平等の実現に関する施策が不十分であることから、基本的施策の1つに、特に女性の格差をなくすための項目を入れることで、条例の印象がかなり変わると考える。その内容については次回新たに提案をさせていただくので、検討いただきたい。

○委員：条例に伴って、アクションプランのようなものはつukらないのか。

○事務局：現時点では想定をしていない。

○事務局：最後に、タウンミーティング・パブリックコメントについて説明したい。市民の方等からの意見を条例に反映することを目的として、平成29年4月に実施を予定している。パブリックコメントは、平成29年5月1日から21日までを期間として、タウンミーティングは市役所、公民館、北市民プラザ、南市民プラザの計4ヶ所で開催する。タウンミーティングの日時と時間帯は、平日2回、土日2回の計4回開催を行う。内容は、条例案の説明とその後意見交換を行い、市民委員会の主催として事務局も同席する。

○委員：法人会などに声をかけて多様な方から意見をいただきたい。

○委員：大学の学生、例えばLGBTの活動をしているサークルの人などから意見が聞ければいいと思う。

○委員：タウンミーティングの開催場所によって、住民のライフスタイルが異なるので、開催時間帯や曜日などの設定は市民の属性や特性を考慮したほうが参加しやすいのではないかと考える。

○事務局：いただいた意見を踏まえて、再度提案させていただきたい。